

## 5 これからの理解と信頼の確保について

### (1) 理解と信頼の確保に向けた関係者の取組について

原子力の研究、開発及び利用に関わる諸活動は、新しい知見を生み出すための研究開発活動から、市場原理の下で繰り広げられる産業活動、国としての政策選択の場、そして国際政治経済の場に至る様々なレベルで展開される。原子力政策は、こうした原子力利用に関わる諸活動に期待される社会的機能がそれぞれのレベルにおいて実際にその役割を果たすようにするためのプログラムとも言える。

このプログラムが実際に成果を生み出すためには、原子力に関わる活動に期待される社会的機能が必要かつ有効であることだけでなく、このような原子力に関わる活動が、社会に歴史的に形成されてきた制度や慣行からみて受け入れ可能であるということが社会的了解となることが必要である。また、こうした原子力に関わる活動において事故・故障が発生した場合や不正行為があった場合には、まず、その活動に携わっていた者が、その事実を正確かつ迅速に公表するとともに、責任の所在を明らかにした上で、本来はそんなことが起こらないことを前提として整備されていたはずの活動に関わる運営システムを真摯に見直して、再発防止対策を確立することが求められる。その上で、これを地域住民、自治体をはじめとしてその活動に関係する者に説明することによって、活動に携わる者が信頼に足る担い手であるとの社会的了解を新たに作り出していかなければならない。

政府関係機関及び民間事業者等は、前節までに見るように、こうした了解を作り出すべく、多面的な広聴・広報活動を重ねてきている。

第1節では、関西電力(株)美浜発電所3号機事故、六ヶ所再処理工場のプール水漏えい問題、東京電力(株)による検査・点検における不正等の問題、高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故、医療現場における放射線の誤照射の問題について、国は自主点検の法定義務化等の規制法制の改善等を、事業者等は品質保証体制の確立や企業倫理遵守の徹底等の環境整備、ホームページや広報誌、説明会を通じた情報公開と透明性の確保等を行って、失った信頼の確保に向けて努力してきていることを述べた。

こうした取組を受け、六ヶ所再処理工場においては使用済燃料の搬入が再開され、東京電力(株)の原子力発電所については順次運転が再開されるなど、一部では明るい兆しが見え始めた。しかし、地元住民からはこうした動きに対して、何よりも安全確保とリスク管理の考え方を含めた情報開示を行いながら事業を進めていくことが重要であるなどの意見が寄せられており、関係者はこうした国民の声を改めてしっかりと受け止めることが必要である。特に、国民の信頼を損なった事象については、その原因の究明に係る情報とともに、再発防止策を仕組みとして取り込んだ対応策等に係る全ての情報を、分かりやすく、最も適切と考えられる媒体を通じて国民に提供し、それらに対する国民の意見を十分に踏まえてより良い対応策を国民とともに作り上げていくという心構えを持って信頼回復に努めていくことが極めて重要である。

第2節では六ヶ所再処理工場の操業をはじめとして、プルサーマルの推進、使用済燃料

の中間貯蔵施設及び高レベル放射性廃棄物処分場の立地に向けた動きが始まるなど、原子力諸事業について新たな取組が進められている中で、それらの活動に関する新たな信頼構築に向けて関係者の行ってきた取組を述べた。六ヶ所再処理工場のウラン試験において発生が予想されるトラブル等の事例集について意見交換を行うリスクコミュニケーションの実施や、ホームページや広報誌、説明会を通じた安全確保についての議論等、相互理解の醸成のための取組が行われているが、こうした新たな事業実施のための信頼構築においては、その活動が原子力長期計画を踏まえているものであることや、その事業の担い手がそれに相応しいリスク管理能力を持っていることについて、社会との間で理解が成立することが肝要であるとされている。そのため、これに必要となる情報を国民に十分提供し、相互理解活動を行っていくことが重要である。

第3節では、近年の諸外国における核問題等を受け、国際社会において原子力の平和的利用と核不拡散の両立に係る議論が活発化しつつある状況の下で、非核兵器国としての我が国の原子力の平和的利用のための活動について国際的理解を獲得していく観点から、我が国が行っている統合保障措置適用のための取組や、我が国が既にIAEAと締結している追加議定書をより多くの国が受け入れるようにするための追加議定書の国際的な普遍化に向けた我が国の取組等について述べた。また、国際機関等が行っている原子力の平和的利用の促進と核不拡散に係る取組への我が国の積極的な貢献についても示した。こうした取組を通じて、我が国が平和目的に限った原子力の利用を行っていることについて諸外国の理解及び信頼を得ることは、益々重要となってきたので今後とも強化されるべきと考える。

第4節では、市民参加懇談会の開催などを通じた広聴・広報活動や現在行われている新たな原子力長期計画の策定について、計画の策定に入る前段階から有識者の意見を伺うことによって、その策定方針自体に国民の声を取入れる努力等、「民主的手続きなくして権威なし」との認識に基づいて原子力委員会の行っている様々な取組について述べた。原子力委員会は、今後とも国民の期待に対する深い洞察に基づき、施策や整備すべき制度に関する複数の選択肢を提示し、その利害得失をできるだけ定量的に比較して示すとともに、それらの選択過程への国民参加を求める観点等から、広聴・広報活動を重視し、引き続き市民参加懇談会やご意見を聴く会の開催等を通じて国民の意見を伺い、また、こうして策定された施策等について広く国民との相互理解を図っていく方針である。

また、原子力長期計画に基づき行われる事業の実施に当たって、事故等によりその担い手に対する国民の信頼が失われた場合や新たに事業を実施する場合においては、事業の妥当性についての了解をつくりだすため、当事者の努力を求めることは当然であるが、必要に応じて原子力委員会自らが説明会を主催するとともに、関係学協会など専門家集団のこの分野における活動も重要と考えられるので、そうした活動に必要な支援を行っていく。

原子力は発電のみならず、放射線は医療、工業、農業、さらには先端科学の発展にも広く利用され、国民の福祉や生活の質の向上に役立っている。原子力委員会は、それらの活動の担い手はもとより、関連学協会により、これらの研究開発及び利用の推進について国民の関心、理解を広めるための広聴・広報活動が責任を持って実施されることを期待する。

また、広範囲に渡る原子力活動を行っている非核兵器国として、あらゆる機会を通じて我が国の原子力の平和的利用について国際社会の理解を得るとともに、国際核不拡散問題の解決に向けて、引き続き IAEA やアジア原子力協力フォーラム (FNCA) 等の場を利用して積極的に取組むこととする。

## (2) 今後の課題

最近の内外情勢を踏まえれば、今後のこうした取組に当たっては、次の諸点に配慮すべきである。

第一、原子力活動を行うには安全の確保が大前提であることを改めて確認するべきである。運転中の原子力発電所で多数の死傷者を伴う重大な労働災害が発生したことにより、人々は心に深い傷を負っている。先年来その回復が求められ、様々な取組が行われてきた原子力の研究・開発・利用の活動に対する国民の信頼はなお回復していない。従って、亡くなられた方に対する哀悼の念と関係するご家族の方に対するお見舞いの気持ちを忘れず、社会的了解を得るべき原子力の研究・開発・利用の活動において安全の確保が最優先されているかどうかをいま一度自省することが必要である。

第二、原子力の研究開発利用活動は、エネルギー安全保障や地球温暖化対策という地球規模の課題の解決に貢献できるところが少なくないが、これらの課題に対して原子力の研究開発利用活動の効果が的確に発揮されるためには、政府はエネルギー技術選択に際して狭い意味の経済性が重視される市場に、これらの課題解決に対する国民の希望が市場条件としての的確に反映されるように、適切かつ効果的な研究開発、規制、誘導の施策を講ずることが必要となる。例えば、すでに見てきたように、原子力活動が社会に存在し得るためにはその安全確保活動や対策が信頼されるものであることが必須であるが、こうした市場でその活動が持続できるためには、安全規制の仕組みが政府による明確な安全確保の原則に基づく効果的な規制監査活動の下で、事業者が効果的な品質保証体制を確立して創意工夫を生かしたりリスク管理活動を展開できるようになっていることが望まれる。

第三、前節までの記述に明らかなように、原子力活動を進める者が信頼に足るとの社会的了解を作り出し、原子力活動の現場となる地域社会に原子力活動が受け入れられていくためには、安全確保を大前提とした上で、当事者である活動の担い手による不断の広聴・広報活動が不可欠であるが、地域社会の意見の取りまとめには地方公共団体が大きな役割を果たしている現実がある。地方分権を巡る議論が進展しているが、そうした状況の下で公益の実現に資する原子力活動が円滑に行われるためには、エネルギー問題は長期にわたる取組を要する公益に係わる重大な課題であることを踏まえ、当該活動の担い手と地域社会との相互理解に向けて、原子力政策を推進する国と地方公共団体がそれぞれの役割を認識し、協調していくことが望ましい。そこで、関係者には、原子力活動の存立に必須のこの協調関係を、新しい環境においても効果的なものとして維持していくべく、取組を強化していくことが必要である。

なお、米国における同時多発テロ発生等を契機とした近年の国際的な核物質防護強化の動きに対応して原子力施設や核物質の防護体制の強化に努めることが引き続き必要であ

る。併せて、原子力施設や核燃料物質等に係るテロ対策についても、武力攻撃事態への対処の際の態勢整備の一環として、危険性の高い放射線源の輸出入管理についての G8 による合意や IAEA が制定した指針が求める防護指針等を踏まえて、国や事業者において更に整備を進めていくべきである。この場合、これらの措置の一環として、枢要な機微情報を非公開にすることが国際的に求められていることから、その制度が整備されるべきであるが、他方で安全確保に係る国民との相互理解を図る観点から、その制度の意義や非公開とされる情報があることについては、それを非公開とすることが安全の確保上有益であることを国民に十分説明していくことが重要である。